政令第三百十六号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号）附則第二条第三項及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

1　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　改正法附則第二条第二項の規定による農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　簗　和生
内閣総理大臣　高市　早苗

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百十七号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第八条並びに第五十三条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（米穀を原材料とする飲食料品）

第三条　法第八条の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　米穀粉
二　米穀のひき割りしたもの及びミール
三　餅、だんごその他これらに類する米穀の調製食料品
四　粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの
五　清酒
六　単式蒸留焼酎
七　みりん
八　その他米穀を加工し、又は調製したものであって農林水産大臣が指定するもの

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条　削除

第十七条第一項第一号及び第二号中「第七条の三第一項」を「第七条第一項」に、「に関するもの」を「の米穀の用途別の管理の方法に関するもの」に改め、同項第三号中「以下」の下に「この号及び次号において」を加え、「第七条の三の規定」を「第七条の規定（米穀の用途別の管理の方法に関する部分に限る。次号において同じ。）」に改め、同項第四号中「第七条の三」を「第七条第一項」に改め、同条第五項中「第七条の二」を「第六条」に、「第七条の三第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十七条　法に規定する財務大臣の権限（法第三十八条に規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

2　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号中「第十条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　簗　和生

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百十八号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和八年熊本地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例）

第八条　熊本県が設置する第十二条の職業能力開発校等の施設及び設備であつて令和八年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の交付に係る第十三条第一項の規定の令和八年度における適用については、同項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第一号中「建物の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「令和八年熊本地震により著しい被害を受けた建物の災害復旧に要する経費」と、同項第二号中「機械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「令和八年熊本地震により著しい被害を受けた機械器具その他の設備の災害復旧に要する経費」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗